

少年はなぜ非行を行うのか

金子彩楓

- 1 はじめに
- 2 少年が非行に走る要因・集団化現象
- 3 少年の犯罪心理・傾向
- 4 親子でできる対策・地域社会でできる対策
- 5 おわりに

1 はじめに

私は大学3年時のゼミナールの際に、「少年法の必要性」について研究をした。そもそも少年法に興味を持った理由は、中学時代の同級生が非行を行い、少年院で1年ほど生活していた友達がいたからだ。私は、彼が突然日常から姿を消しどこで何をしていたのか何も知らず当時は生活をしていた。最近になり、彼と再会し話す機会があったために話を聞いてみた。

まずはどうして非行をしたのかについて、「兄も同じグループで関わっていた人たちの為、年下の俺は命令された事を絶対だと思い込み、行動してしまった。」と話していた。グループのカースト制度が出来上がっていらしく、ルールに逆らうと仲間に入れてもらえなくなる事に恐怖を覚えていたようだった。次に家庭環境についても、「中学時代の途中で両親が離婚し、寂しかった。相談できる相手や自分の安心できる場所がなくなっていた。」と話した。学校という組織よりも、兄もいるグループに日常から重きを置いていたようで日に日に学校へ来る事も少なくなっていた事から、学校の先生に相談やスクールカウンセラーの人に話を聞いてもらう事も当時は不可能だったと話してくれた。また、「少年院に入る事で自分のした行動の重大さを真摯に受け止め反省をし、規則正しい生活を覚え集団行動を学び、親と切り離された環境で生活する事で自分の心を入れ替えられたような気がした。社会から許されたわけではないけど、自分の意思を強く持ち周りの環境に流されず社会復帰をする事を目標に生活をしていた。」という話を聞いた。

それ以来、少年院についての仕組みや少年法とは？と考えるようになり、大学3年時には「少年法の必要性」について研究をした。その際には、どうして少年は犯罪を犯してしまうのか、その背景に興味を持った。そのため、今回は中学時代の友達の話の実際の話をベースに「少年の犯罪心理」について考えたい。特に親子・地域社会でできる事について深く考えたく自分自身が将来家庭を持った際にも、子供に寄り添える方法を考えたいと思った。

2 少年が非行に走る要因・集団化現象

少年が非行に走る原因として、そもそも問題行動を行わせるような基盤になる潜在的非行性を形成する原因を解明しなければならない。性格形成、あるいは人格再編成に関わる問題は、もしも原因が明らかになったとしても簡単に解決できる問題ではないという事から、少年に非行のきっかけとなる刺激的な条件を、できるだけ少年な周りから排除する事が大事だと考えた。

今回の私の友達の事件にも関係してくる事であり注目したい内容として「集団」に着目したい。世の中では少年犯罪の集団化現象が増加している。法務省が少年調査票の約 6,000 枚を集計した結果によると、そのうちの 2 人以上の共同で犯罪を行った者の比率が 43%であり、年少者ほどその確率が上がっている事が見受けられる。つまり 14 歳台では 56%である事に対して、19 歳台では 33%である事が分かる¹。令和 3 年における刑法犯の検挙事件（触法少年の補導件数を含まない。また、捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）のうち、少年のみによる事件（少年の単独犯又は少年のみの共犯による事件）での共犯率（共犯による事件数（共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを含む。）の占める比率をいう。）・共犯者数別構成比を主な罪名別に見ると、総数では、少年のみによる事件での共犯率は 26.0%であり、20 歳以上の者のみによる事件（20 歳以上の者の単独犯又は 20 歳以上の者のみの共犯による事件）での共犯率（12.4%）と比べて高い（CD-ROM 参照）²。

暴走族のような非行グループのメンバーと関係を持つ事で警察に逮捕されるリスクは高くなる事を知りながら、少年達はグループで動きメンバーとしての自覚を強めたりするが、非行少年は近所の噂で嫌な思いをしたり、家族による心理的虐待や教育法規を受ける傾向がある事が考えられる。こうした知見は、非行に関する少年が地域や家庭内で息苦しさやつまはじきにされている気持ちを持っている事を表している事が考えられる。また、暴走族少年は、比較的短い期間で世代交代を繰り返しており、毎年相当数がグループを離脱している一方で、同じ中学校出身の先輩や同級生の誘いを受けるなどして、ほぼ同数の少年が新たに加入している実態があり、暴走族の構成員が減少傾向にあるとはいえ大きく減らない原因の一つとなっている。暴走族の中には、他のグループとのトラブルに対処するための「後ろ盾」として暴力団員等との関係を持つものも多く、また、このような暴力団員等とのつきあいの中で、少年が暴走族の構成員を経て暴力団員になる例もある。

3 少年の犯罪心理・背景

このように、少年は年が若ければ若いほどにグループ化で犯罪を起こしやすい傾向がある事が理解できた。ではその少年らの犯罪心理は一体何なのか、その背景について見ていきたいと思う。最近の少年犯罪の増加は、「孤独感」が影響していると考えた。少年が家族や学校で仲間意識を出す事が出来ていたら「健全な所属感」が生まれ子供の非行を防止する事ができる鍵となるはずだ。「自分は守ってもらっている」「自分には守るべきものがある」という 2 つの引きあう力があってこそ、子供の逸脱を防ぐことが出来る。例えば、これがどんな家族形態であろうとも、子供が一人だけにされていないか、という事を優先にする事で、大きな意味での非行防止に繋がる事になる。関連して、少年が非行に走る原因として精神的に不安定・アグレッシブ・社交的・攻撃的・無鉄砲などの気質的特徴を持っていたり、すぐに相手に突っかかり、人を疑いやすい態度や常識や権威に従わない態度、短絡的で計画を立てず行動に移す人が多い事が傾向として多い。さらに、愛情や他人を尊重するといった事に無関心な家庭環境で育ち、親子関係が破綻しかけている人にも多いと考えられる。その上で、過去 1 年間のうちに家出をしたり、一緒に過ごしている父母からなんらかの悪影響があるという事も考えられる。学校生活では、授業をさぼったり急に成績が落ちるなど怠学が挙げられる。

また非行に走るモチベーションとなる友達が出来た事も挙げられる。実際に家庭生活を「不満」とする者の理由(本章第2節1項の*1参照)のうち、上位3項目を見ると、対象者全体では、「家庭に収入が少ない」(46.2%)の該当率が最も高く、次いで、「親が自分を理解してくれない」(16.9%)、「家庭内に争いごとがある」及び「家の周囲の環境が悪い」(それぞれ15.4%)の順であった。犯罪の進捗別に見ると、「親が自分を理解してくれない」、「家庭内に争いごとがある」及び「家の周囲の環境が悪い」の該当率は、初入者(それぞれ20.5%、20.5%、18.2%)が再入者(それぞれ13.8%、12.5%、13.8%)より高かった。友人関係に対する満足度を犯罪の進捗別に見ると、8-4-4-2図のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では48.0%であり、初入者(53.6%)が再入者(41.4%)より高かった。「不満」の構成比は、対象者全体では10.5%であり、再入者(12.9%)が初入者(9.1%)より高かった³。

4 親子のできる対策・地域社会のできる対策

これらの事から非行少年にそもそもさせないためには、効果的な指導が親や地域社会に求められる事が分かる。何よりも少年を一人にしておく事が問題である。

大前提として、「効果的な指導等を行うに当たって必要となる事項については、再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人ひとりの経歴や性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の犠牲を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働きかける事が求められる。また、指導者の効果を検証し、より効果的な取組につなげる事が重要である。⁴」という事が法務省の《現状と課題》に挙げられている。このように少年は皆同じ性格をしているわけではないので一つの方法だけで更生できる事はない。大人が少年に寄り添い、問題を明確にし、解決方法を導く事で少年の成長に繋がる。少年が非行に陥る事は、一人だけのせいではなく、周囲の環境に左右されているといっても過言ではない。よって、一人で社会復帰する事も当たり前にはできるはずがない、と私は考える。例えば、少年が少年院を出た後に一番に直面する課題は、犯罪をした若者の進路選択の幅が狭いという事からだろう。次に犯罪・非行を理由として学びを継続する事が困難になる場合も挙げられる。さらにそれに伴い非行少年が再び学校等で学ぶための支援等が不足している問題も挙げられる。これらの問題を地域社会が解決するためには、まずは指導の内容や方法を世間に知らせるため、関係機関等の情報連携を推進する必要がある。次に再犯の実態把握や施策の効果検証を行う必要がある。再犯防止施策の効果を検証し、有効性等を踏まえた施策の取捨選択や改善を行うとともに、施策の効果等を国民に分かりやすく説明することは、再犯防止対策を効果的に進める上で不可欠であるため、刑事手続等の各段階におけるデータの収集・共有、施策の効果検証の在り方・効果的な発信等に係る検討、犯罪・非行に至る要因の実態解明に関する調査研究等を推進する事が必要である。

大前提を踏まえた上で、親ができる事は3点あると考えた。1点目は、独裁的・無関心な子育てスタイルにしない事だ。少年の移行や感情的ニーズに関知せずに頭ごなしに物事を否定したりする事、衣食住の供給といった最低限のニーズは満たすものの、しつけや子供の環境的ニーズに無関心になる事はあってはならない。

2点目は、普段できている事に目を向けて感謝の気持ちを述べる事だ。注意や叱る事だけ

をしつけとするのではなく日常で少年の存在自体を肯定する事から家族に安心感をもたらす事ができる。

3点目、きちんと子供に向き合い愛情を注ぎ、しつけを行い悪い事は叱る、その際には理由も説明する事をセットにするという事が大事だ。少年は自分が大切にされているという実感と適切な教育があれば親や周りの大人をむやみやたらに裏切る事はない。さらに子供の個性を尊重し、友人や親以外の大人との関係を積極的に持たせる事も大事だと考えた。

5 おわりに

今回大学3年時に研究をした「少年法の必要性」についての延長で、「少年はなぜ非行を行うのか」をテーマにしたが、様々な観点から考察する事ができた。特に、少年の年齢が若ければ若いほど集団で行動し非行を行いやすい傾向があるという事を知り、学校内でよくあるいじめも小学生や中学生の頃の方が多かったと思い納得した。また、非行をする少年の背景を考えるとやはり家庭環境や周囲の人間関係に悩んだりして相談相手が居なかったり、話す事が出来ないという原因から少年の最大のSOSであるとも捉えられると感じた。非行をして施設に入った後の少年のケアをする人が足りていないという観点でもこの先の日本の課題であると感じたし、若者に取って現実を知ってもらいボランティア活動をしてもらう事も有効ではないかと考えた。このように、2年間で「少年法の必要性」と「少年はなぜ非行を行うのか」というテーマに定め、実際に身の回りで体験した人の話も交えながら疑問を解決する事が面白かった。今後は、社会人として機会があれば、子供食堂のボランティアに参加したいと考えており、家庭環境の劣悪な少年らと話をしながらすこしでも自分の居場所はどこにでもあるという事を体感してほしい。非行少年になる前に阻止できる方法を身の回りでできる事から進めたいと考えた。

¹ 1960年版「青少年白書」299頁

² 【少年非行の動向と非行少年の処遇－法務省 「④共犯事件」 <[001387344.pdf](#) ([moj.go.jp](#))> (2024年1月15日閲覧)】

³ 令和4年版 犯罪白書 「8-4-4-1 図」「8-4-4-2 図」 <[001387350.pdf](#) ([moj.go.jp](#))> (2024年1月15日閲覧)】

⁴ 【《現状と課題》犯罪をした者に対する・学校等と連携した就学支援の実施等 ・効果的な指導の実施等－法務省 <[4D6963726F736F667420506F776572506F696E74202D208A6D92E894C58149814995CA935982508146817994E98F9189DB817A8CBB8FF382C689DB91E881698A778D5A939982C698418C6782B582BD8F438A778E78898781458CF889CA934982C88E7793B182CC8EC08E7B9399816A2E707074785B93C78](#) ([moj.go.jp](#))> (2024年1月15日閲覧)】